

日本総合病院精神医学会専門医制度規則

第1章 総 則

第1条 本制度は、総合病院精神医学に関する優れた学識と高度の技能および倫理観を備えた臨床医を養成し、良質の医療を提供することを目的とする。

第2条 日本総合病院精神医学会（以下、本学会）は、前条の目的を達成するため、本学会認定総合病院精神医学専門医（以下、専門医）および本学会認定総合病院精神医学指導医（以下、指導医）の制度を設け、専門医および指導医の認定などに関する規則を定める。

第2章 専門医制度委員会

第3条 専門医および指導医の認定および関連する業務を行うために、専門医制度委員会を設置する。

1. 専門医制度委員会の委員は、理事会が選出し、評議員総会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 専門医制度委員会には、委員長1名、委員若干名を置く。

3. 委員長は、委員の互選により選出する。

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第3章 専門医の資格

第5条 専門医認定の審査を希望するものは、次の各項の条件をすべて満たさなければならない。

1. 日本国の医師免許証を有すること。

2. 日本精神神経学会認定精神医学専門医または精神保健福祉法の定める精神保健指定医の資格を有すること。

3. 本学会により認定された研修施設において5年以上総合病院精神医学の研修を行い、細則に定める研修内容を終了していること。

4. 申請時において、継続して5年以上本学会の会員であること。

5. 細則に定めるケースレポート（8編）を提出し、すべてが専門医制度委員会の審査に合格すること。

6. 細則に定める専門医制度委員会講習会を受講すること。

7. 細則に定める専門医認定試験に合格すること。

第4章 専門医の認定

第6条 専門医認定の審査を希望するものは、次の各項に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

1. 専門医認定申請書（様式1）。
2. 履歴書（様式2）。
3. 医師免許証（写し）。
4. 日本精神神経学会認定精神医学専門医証（写し）または精神保健指定医証（写し）。
5. 本学会により認定された研修施設において5年以上総合病院精神医学の研修を行い、細則に定める研修内容を終了していることを示す指導医の証明書（様式3）。
6. 細則に定めるケースレポート（8編）（様式4）。
7. 専門医制度委員会講習会参加証（写し）。
8. 専門医認定試験合格証（写し）。
9. 審査料振込証明書（写し）。

第7条 専門医認定の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会が承認する。

第8条 専門医認定の審査結果は、評議員総会、機関誌、ホームページなどにおいて公示する。

第9条 本学会理事長は、専門医認定審査合格者に対して専門医証を交付する。

第5章 専門医の認定更新

第10条 専門医の認定は、5年ごとに更新するものとする。

第11条 専門医の認定更新を希望するものは、次の各項に定める書類を更新年度の3月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

1. 専門医認定更新申請書（様式5）。
2. 履歴書（様式2）。
3. 専門医証（写し）。
4. 細則に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。
5. 細則に定めるケースレポート（2編）（様式4）。
6. 更新料振込証明書（写し）。

第12条 専門医認定更新の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会が承認する。

第13条 専門医認定更新の審査結果は、評議員総会、機関誌、ホームページなどにおいて公示する。

第14条 本学会理事長は、専門医認定更新審査合格者に対して専門医証を交付する。

第6章 専門医の取消

第15条 専門医は、次の理由により、専門医制度委員会および理事会の議決を経て、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して専門医としての資格を辞退したとき。
2. 本学会の会則に従って、本学会会員の資格を喪失したとき。
3. 申請書類に虚偽などが認められたとき。
4. 専門医の認定更新を行わなかったとき。

第16条 本学会理事長は、専門医として不適切な行為のあったものに対して、専門医制度委員会および理事会の議決を経て、専門医の資格を取り消すことができる。

第7章 指導医の役割

第17条 指導医は、専門医の認定を希望するものの研修を指導する。

第8章 指導医の資格

第18条 指導医認定の審査を希望するものは、次の各項の条件をすべて満たさなければならない。

1. 医師免許取得後10年以上経過していること。
2. 専門医に認定されたのち3年以上経過していること。
3. 8年以上総合病院精神医療に従事した経験を有すること。
4. 申請時において、継続して8年以上本学会の会員であること。
5. 細則に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得していること。
6. 細則に定めるケースレポート（2編）を提出し、すべてが専門医制度委員会の審査に合格すること。

第9章 指導医の認定

第19条 指導医認定の審査を希望するものは、次の各項に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

1. 指導医認定申請書（様式6）。
2. 履歴書（様式2）。
3. 専門医証（写し）。
4. 細則に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。

5. 細則に定めるケースレポート（2編）（様式4）。

6. 審査料振込証明書（写し）。

第20条 指導医認定の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会が承認する。

第21条 指導医認定の審査結果は、評議員総会、機関誌およびホームページなどにおいて公示する。

第22条 本学会理事長は、指導医認定審査合格者に対して指導医証を交付する。

第10章 指導医の認定更新

第23条 指導医の認定は、5年ごとに更新するものとする。

第24条 指導医の認定を更新した場合には、専門医の認定も併せて更新されるものとする。

第25条 指導医の認定更新を希望するものは、次の各項に定める書類を更新年度の3月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

1. 指導医認定更新申請書（様式7）。

2. 履歴書（様式2）。

3. 指導医証（写し）。

4. 細則に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。

5. 細則に定めるケースレポート（2編）（様式4）。

6. 更新料振込証明書（写し）。

第26条 指導医認定更新の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会が承認する。

第27条 指導医認定更新の審査結果は、評議員総会、機関誌、ホームページなどにおいて公示する。

第28条 本学会理事長は、指導医認定更新審査合格者に対して指導医証を交付する。

第11章 指導医の取消

第29条 指導医は、次の理由により、専門医制度委員会および理事会の議決を経て、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して、指導医を辞退したとき。

2. 本学会の会則に従って、本学会会員としての資格を喪失したとき。

3. 申請書類に虚偽などが認められたとき。

4. 指導医の認定更新を行わなかったとき。

第30条 本学会理事長は、指導医として不適切な行為のあったものに対して、専門医制度委員会および理事会の議決を経て、指導医の資格を取り消すことができる。

第 12 章 研修施設

第 31 条 研修施設は、指導医が常駐し、他の診療科との連携による診療が行われている施設とする。

第 32 条 研修施設の認定を希望する場合には、その施設に常駐する指導医が、研修施設認定申請書（様式 8）を専門医制度委員会に提出しなければならない。

第 33 条 研修施設の認定は、専門医制度委員会による調査と審査により決定し、理事会が承認する。

第 34 条 研修施設認定に関する審査結果は、評議員総会、機関誌、ホームページなどにおいて公示する。

第 35 条 本学会理事長は、研修施設認定審査に合格した施設に対して研修施設認定証を交付する。

第 36 条 研修施設の認定は、本規則第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条の方法に従って、5 年ごとに更新するものとする。

第 13 章 規則の変更

第 37 条 本規則を変更する場合は、理事会の議決を経て、評議員総会の承認を得るものとする。

付 則

第 1 条 本規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

平成 16 年 1 月改訂。

平成 17 年 10 月改訂。

平成 18 年 11 月改訂。

第 2 条 本規則の施行に関する細則は別に定める。